

佐世保市総合計画策定に向けた政策・施策構築支援業務 仕様書

1 佐世保市総合計画策定に向けた政策・施策構築支援業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の背景と目的

本市の第7次佐世保市総合計画については、前期基本計画が令和6年3月末までとなっており、同年翌月から開始予定の後期基本計画若しくは新たな総合計画の策定が必要となっている。

策定に当たっては、国の区域認定に係る結果発表待ちではあるが、特定複合観光施設（以下、「IR」という。）関連事業等の将来動向を踏まえた観点からの検討も必要とされる。

今回、証拠に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making。以下、「EBPM」という。）の考え方を軸に、デジタル技術や社会経済情勢の変化を捉えた、本市の政策・施策における課題の整理や重要業績評価指標（KPI）設定を改めて検討することで、基本計画の実行性（基本計画の効率的な推進）を高めることを目的としている。

一方で、当該支援に際して、論理的に整理され立案した合理的事業であっても、行動科学や行動経済学の観点から社会的に非合理的な判断をする人や事業者が発生することを想定される。そのような課題に対するナッジ事業等についての知見も併せ検討したい。

3 業務期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

4 業務内容

（1）政策・施策構築支援を行う支援対象の選定

佐世保市政運営において重要である以下（案）のテーマより3～5事業程度選定する。

なお、テーマの選定に当たっては、必要に応じ担当部局等へのヒアリングを行い、発注者と協議の上で決定する。

- ・ I R 関連事業
- ・ D X 推進
- ・ カーボンニュートラル推進
- ・ 地場企業振興
- ・ 学校教育の充実
- ・ スポーツ推進
- ・ 健康づくり推進 等

(2) 支援対象政策・施策のロジック構築支援

上記(1)で決定する支援対象について、論理的且つ合理的なロジック構築の支援を行うこと。

(ア) 支援対象毎のロジックモデル策定を支援すること。また、ロジックモデルの実現性や効果を裏付けるデータの収集・加工・活用方法についても検討すること。

また、効果測定のためのアウトカム指標の案を検討し、アウトプットから最終アウトカムまでの間に論理的な飛躍が無いかなど検討すること。

これらの取組みを政策形成の手引書(以下、「手引書」という。)として、支援対象政策・施策毎にそれぞれ作成すること。

なお、手引書の作成に当たっては、支援対象事業の担当部局へヒアリング等を適宜行い、実務視点からの実現性や持続可能性を考慮すること。

(イ) 定量的な根拠に基づくロジックが構築出来た場合であっても、行動経済学等の観点から必ずしも合理的な結果が得られないような性質のケースが考えられる。その様な事案が想定される場合、ロジックの破綻や効果低減の要因を示し、その場合の対応策等についても検討を行うこと。

(3) 行政経営推進のための制度構築支援

本市の行政経営サイクル(事業評価、事業組立、予算編成、事業実施)に、上記(2)の結果や考え方を取り込んだ制度構築の支援を行うこと。

制度構築支援に当たっては、現状の行政経営の手法について発注者へヒアリングを行い、担当部局の具体的な実務を明らかにすること。

理想とする制度を実現する場合に、担当部局における実務が過度に大きい場合は、段階的な制度移行等の提案を行うこと。

(4) 職員の企画立案・分析評価スキルの養成

上記(2)で得られた結果を踏まえ、対面形式での座学と演習を組み合わせた研修を実施すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、対面形式での開催が困難な場合は、協議の上、その内容を決定し実施する。

5 想定スケジュール

本業務は、以下のスケジュールに基づいて実施する。

5月 全体計画書及び工程作成

支援対象政策・施策の選定

6月 関係者ヒアリング

ロジックモデル作成支援ワークショップ等

7月 データ収集・分析

10月 手引書の提出

12月 行政経営推進のための制度構築

2月 完了報告書の提出

※研修の実施時期については、協議の上、決定する。

6 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとする。いずれも電子データにて提出すること。

(1) 手引書（本編、概要版）

(2) 研修資料

(3) 完了報告書

7 受託者の責務

(1) 受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を遵守し業務を遂行しなければならない。

(2) 受託者は、第三者に対し業務の一部若しくは全部を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。

(4) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を受託者の許可なく他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

8 その他

(1) 本業務により発生した著作物の著作権は佐世保市に帰属するものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者とが協議して定めるものとする。